

A. 該当するケース

観光、商用、親族訪問等の「短期滞在」の在留資格に該当する活動（1回当たりの滞在期間30日以内）を複数回予定している方で、以下のB（1）～（4）のいずれかを満たす場合

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

【共通書類】

- ① パスポート（要署名）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）
- ③ 数次有効査証発給希望理由書※
- ④ 滞在予定表※

【発給条件と必要な書類】

(1) 過去3年間に日本への短期滞在での渡航歴があり、渡航費等の経費支弁能力を有する方

→ **パスポート上に以下の査証等が必要（失効済みパスポートも提出可）**

- ・過去3年以内における日本の短期滞在査証及び在留資格「短期滞在」の上陸許可証印

- ① 申請人の納税証明書（フィリピン内国歳入局：指定様式 2316。写し可）
- ② 申請人の預金残高証明書

(2) 過去3年間に日本への短期滞在での渡航歴があり、かつ、G7諸国（日本を除く。）への複数回の渡航歴もある方

→ **パスポート上に以下の査証等が必要（失効済みパスポートも提出可）**

- ・過去3年以内における日本の短期滞在査証及び在留資格「短期滞在」の上陸許可証印
- ・過去3年以内におけるG7諸国（日本を除く。）の査証及び複数回の出入国印

(3) 十分な経済力を有する方

- ① PSA 発行の出生証明書及び婚姻証明書（既婚者のみ）（注）
- ② 申請人の納税証明書（フィリピン内国歳入局：指定様式 2316。写し可）
- ③ 申請人の預金残高証明書

(4) 上記（3）に該当する方の配偶者又は子

- ① PSA 発行の出生証明書及び婚姻証明書（既婚者のみ）（注）
- ② （上記（3）に該当する方の）納税証明書（フィリピン内国歳入局：指定様式 2316。写し可）
- ③ （上記（3）に該当する方の）預金残高証明書

(注) 出生証明書及び婚姻証明書（PSA が1年以内に発行したもの）について

【併せて提出する書類（以下の場合のみ）】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生又は婚姻証明書
- ・出生遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に記録がない→市町村役場発行の出生又は婚姻証明書と PSA 発行の記録不存在証明書